

第3部 公害の防止に関して講じた施策

第1章 公害の防止に係る基本的施策

第1節 環境管理計画の推進

大阪府環境管理計画（BIG・PLAN）は、公害対策基本法に基づく大阪地域公害防止計画（昭和47年12月策定）を包含する計画として、府公害防止条例第9条の規定に基づき、府域の自然的、社会的条件を考慮して、昭和48年9月に策定したものである。本計画は、公害防止と環境保全のための総合的、基本的な計画であって、昭和47年度から昭和56年度までの10ヵ年にわたる長期計画であり、その特色としては、①精細な計算、解析に基づいて、大気及び水質の環境容量を算定するなど、科学的な根拠に基づいて汚染を改善する手法を明らかにしたこと、②国が定めている環境基準（大気汚染、水質汚濁及び騒音）のほかに、府独自の目標を設定したこと、③自然保護を始め広く環境問題全般にわたって計画の対象としたことである。

府域における公害を抜本的に解消するため、本計画では、まず土地利用と環境汚染の関連を明らかにし、今後の土地利用に係る施策の方向を示すとともに、当面、具体的に実施していく大気汚染等いわゆる典型7公害に対する対策、廃棄物対策、自然環境の保護・回復、環境保健対策、中小企業対策、その他の環境上の障害防止対策等について、それぞれの個別施策を示しているが、本計画は、10ヵ年という長期計画であるので、計画に示された各般にわたる施策を推進するに当たっては、より具体的な実施計画を策定し、計画期間内における諸条件の変化、新しい要因の発生などを踏まえ、対処することが重要である。

現在、本計画の実施計画としては、大気汚染防止対策として、窒素酸化物の低減を重点とする大気清浄化計画、水質汚濁防止対策として、河川・海域における水質汚濁負荷量削減計画と、これに関連する下水道整備計画、また、廃棄物処理対策として、大阪府産業廃棄物処理計画をそれぞれ策定しており、更に自然保護についてもその基本方針を策定するなど、逐次、実施計画を策定し、その推進を図っているところである。

今後においても、計画策定後における瀬戸内海環境保全臨時措置法の制定、総量規制を導入した大気汚染防止法の改正、航空機騒音及び新幹線鉄道騒音に係る環境基準

の設定並びに水質汚濁に係る環境基準の改定、更には各種計画の推進等の諸情勢の変化に対応して所要の見直しを行うとともに、環境管理計画に盛られている各種事業のより具体化を図りその円滑かつ積極的な推進に努めることとしている。

次に、本計画に示す事業の実施状況をみると、計画に盛り込まれた諸事業のうち公共団体（府及び府下市町村並びに国）が主体となって講ずる施策に要する経費は、計画策定の時点において、昭和56年度までに約2兆2,100億円と見込まれており、昭和50年度までに投資された事業費の累計は表3-1-1のとおり、約5,348億円である。なお、全事業費の約70%を占める下水道整備事業、廃棄物処理施設整備事業及び公園緑地整備事業の事業費は、累計約3,554億円となっている。

表3-1-1 環境管理計画の事業進行状況

(単位：百万円)

年 度 区分	昭48	49	50
事 業 費	計	123,258	144,903
	累 計	235,086	379,989

第2節 府公害防止条例等の整備

第1 府公害防止条例改正の検討

大阪府公害防止条例（昭和46年大阪府条例第1号）の改正の検討については、公害対策審議会の答申（昭和50年8月6日付け「大阪府公害防止条例改正の基本的方向について」（昭和49年4月24日諮詢）に係る答申）の趣旨に沿って関係法令の制定及び改正等の動向に配慮しながら改正作業を進めている。

第2 府公害防止条例施行規則の一部改正

1 水質汚濁の防止に関する事務委任市の拡大

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）の一部改正により、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に定める事務の一部が新たに枚方市に委任されたことに伴い、府公害防止条例に基づく水質汚濁の防止に関する事務を同市に委任するため、大阪府公害防止条例施行規則（昭和46年大阪府規則第55号）の一部改正を

行った（昭和50年大阪府規則第22号）。

2 硫黄酸化物に係る排出基準の強化

大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）の一部改正により、硫黄酸化物の排出基準に係るKの値が強化されたことに伴い、府公害防止条例に基づく硫黄酸化物の排出基準を改正するため、公害対策審議会の答申（昭和50年7月7日付け「大阪府公害防止条例に基づくいおう酸化物に係る排出基準の改正について」（昭和50年7月7日諮詢）に係る答申）を得て、府公害防止条例施行規則の一部改正を行った（昭和50年大阪府規則第44号）。

3 汚水に係る有害物質の規則の強化

水質汚濁防止法施行令及び排水基準を定める総理府令（昭和46年総理府令第35号）の一部改正により、P C Bに係る排水基準が設定されたことに伴い、府公害防止条例に定める汚水に係る有害物質にP C Bを追加し、排出基準及び設備基準を設定するため、水質審議会の答申（昭和50年8月6日付け「汚水に係る排出基準等の一部改正について」（昭和50年8月6日諮詢）に係る答申）を得て、府公害防止条例施行規則の一部改正を行った（昭和50年大阪府規則第57号）。